第５３号議案

八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成３０年２月２６日

提出者　　八王子市長　石　森　孝　志

八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成２６年八王子市条例第６３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（介護保健施設サービスの取扱方針） 第２１条　（略） ２～５　（略） **６　介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。** **⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。** **⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。** **⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。** **７**　（略）	（介護保健施設サービスの取扱方針） 第２１条　（略） ２～５　（略） **６**　（略）
（介護保健施設サービスの取扱方針） 第４８条　（略）	（介護保健施設サービスの取扱方針） 第４８条　（略）

２～７　（略）	２～７　（略）
８　ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 **⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。** **⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。** **⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**	
９　（略）	**８**　（略）
附　則 （経過措置） ２・３　（略） ４　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成３６年３月３１日**までの間に転換（当該病院の一般病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び第６項において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第６条第１項の規定は適用しない。 ５　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成３６年３月３１日**までの間に転換を行っ	附　則 （経過措置） ２・３　（略） ４　一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第４条第２項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成３０年３月３１日**までの間に転換（当該病院の一般病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２０条の６に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項及び第６項において同じ。）を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第６条第１項の規定は適用しない。 ５　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成３０年３月３１日**までの間に転換を行っ

て介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターにおける第６条第３項第１号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を２以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は２階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ５０平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては１００平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を１とすることができる」と読み替えるものとする。

6　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成３６年３月３１日**までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下における第６条第３項第３号及び第４５条第３項第３号の規定の適用については、第６条第３項第３号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護老人保健施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「１．２メートル以上（中廊下にあっては、１．６メートル以上）とすること」と、第４５条第３項第３号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型介護老人保健施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「１．２メートル以上（中廊下にあっては、１．６メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。

7　平成１８年４月１日前から存する療養病床若しくは一般病床であって、かつ、同日以降**に**療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設

て介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターにおける第６条第３項第１号の規定の適用については、同号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ１以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を２以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は２階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ５０平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第２条第９号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては１００平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を１とすることができる」と読み替えるものとする。

6　一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を**平成３０年３月３１日**までの間に転換を行って介護老人保健施設を開設しようとする場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下における第６条第３項第３号及び第４５条第３項第３号の規定の適用については、第６条第３項第３号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護老人保健施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「１．２メートル以上（中廊下にあっては、１．６メートル以上）とすること」と、第４５条第３項第３号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型介護老人保健施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは「１．２メートル以上（中廊下にあっては、１．６メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。

7　平成１８年４月１日前から存する療養病床若しくは一般病床であって、かつ、同日以降療養病床若しくは一般病床から転換したサテライト型小規模介護老人保健施設

（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設**若しくは介護医療院**又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員２９人以下の介護老人保健施設をいう。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（**介護医療院又は病院若しくは**診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員２９人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。）における第６条第３項第３号の規定の適用については、当分の間、同号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護老人保健施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは、「１．２メートル以上（中廊下にあっては、１．６メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。	（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員２９人以下の介護老人保健施設をいう。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（**病院又は**診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員２９人以下の介護老人保健施設であって、サテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。）における第６条第３項第３号の規定の適用については、当分の間、同号中「１．５メートル以上（中廊下にあっては、１．８メートル以上）とすること。ただし、既存建物の改修により整備した介護老人保健施設であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない」とあるのは、「１．２メートル以上（中廊下にあっては、１．６メートル以上）とすること」と読み替えるものとする。
８　（略）	８　（略） **（一部ユニット型介護老人保健施設に係る経過措置）** **９　平成１７年１０月１日以前に法第９４条第１項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日において建築中であって、同日後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。以下「平成１７年前介護老人保健施設」という。）であって、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第１０６号）による改正前の基準省令（以下「介護老人保健施設旧基準」という。）第５１条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（平成２３年９月１日に改修、改築又は増築中の平成１７年前介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。）であって、同日以降に介護老人保健施設旧基準第５１条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。）については、同日以降最初の指定の更新までの間は、次項から第２１項までの規定によることができる。** **１０　一部ユニット型介護老人保健施設の基**

	本方針は、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分（以下「ユニット部分」という。）にあっては第４３条に、それ以外の部分にあっては第３条に定めるところによる。 １１　一部ユニット型介護老人保健施設の施設は、ユニット部分にあっては第４４条に、それ以外の部分にあっては第５条に定めるところによる。ただし、診察室、機能訓練室、浴室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場及び汚物処理場については、ユニット部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者へのサービスの提供に支障がないときは、それぞれ一の設備をもって、ユニット部分及びそれ以外の部分に共通の設備とすることができる。 １２　一部ユニット型介護老人保健施設の構造設備の基準は、ユニット部分にあっては第４５条に、それ以外の部分にあっては第６条に定めるところによる。 １３　一部ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。 ⑴　施設の目的及び運営の方針 ⑵　従業者の職種、員数及び職務の内容 ⑶　ユニット部分の入居定員及びそれ以外の部分の入所定員 ⑷　ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入居定員 ⑸　ユニット部分の入居者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑹　ユニット部分以外の部分の入所者に対する介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑺　施設の利用に当たっての留意事項 ⑻　非常災害対策 ⑼　緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ⑽　その他施設の運営に関する重要事項 １４　一部ユニット型介護老人保健施設の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第４７条に、それ以外の部分にあっては第１１条に定めるところによる。 １５　一部ユニット型介護老人保健施設の利用料等の受領は、ユニット部分にあっては第５３条において準用する第１９条に、それ以外の部分にあっては第１９条に定めるところによる。 １６　一部ユニット型介護老人保健施設の介

	護保健施設サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第４８条に、それ以外の部分にあっては第２１条に定めるところによる。 １７　一部ユニット型介護老人保健施設の看護及び医学的管理の下における介護は、ユニット部分においては第４９条に、それ以外の部分にあっては第２５条に定めるところによる。 １８　一部ユニット型介護老人保健施設の食事は、ユニット部分にあっては第５０条に、それ以外の部分にあっては第２６条に定めるところによる。 １９　一部ユニット型介護老人保健施設のその他のサービスの提供は、ユニット部分にあっては第５１条に、それ以外の部分にあっては第２８条に定めるところによる。 ２０　一部ユニット型介護老人保健施設の定員の遵守は、ユニット部分にあっては第５２条に、それ以外の部分にあっては第３０条に定めるところによる。 ２１　第７条から第９条まで、第１２条から第１８条まで、第２０条、第２２条から第２４条まで、第２７条、第２９条及び第３１条から第４１条までの規定は、一部ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第８条第３項中「この章」とあるのは「附則第１３項から第２１項まで」と、第９条第１項第４号中「第３６条第２項」とあるのは「附則第２１項において準用する第３６条第２項」と、「第３８条第２項」とあるのは「附則第２１項において準用する第３８条第２項」と、第１３条第１項中「運営規程」とあるのは「附則第１３項に規定する重要事項に関する規程」と、第４１条第２項第２号中「第１２条第４項」とあるのは「附則第２１項において準用する第１２条第４項」と、同項第３号中「第１８条」とあるのは「附則第２１項において準用する第１８条」と、同項第５号中「第２９条」とあるのは「附則第２１項において準用する第２９条」と、同項第６号中「第３６条第２項」とあるのは「附則第２１項において準用する第３６条第２項」と、同項第７号中「第３８条第２項」とあるのは「附則第２１項において準用する第３８条第２項」と読み替えるものとする。

附　則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。